

社会福祉法人親心会虐待防止マニュアル (障害者虐待に関する考え方と対応)

このマニュアルは、親心会において障害者の人権の尊重や権利擁護の具現化につながるのみならず、利用者に安全と安心を提供するサービスの質の向上のため、適切な対応を図るための対応手順及び留意事項を定めるものである。

I. 障害者の虐待防止に求められる視点

1. 障害者虐待防止法については、理念を定めるだけにとどまるのではなく、できる限り具体的な虐待の防止について実効性のあるものとしなければならない。また、法律の制定の有無を問わず、日常的な虐待防止の取組みが進められなければならない。

そのためには、障害者支援の現場の知恵を活用して、障害者虐待の特徴を捉えて、具体的な虐待防止の視点を定めておくことが不可欠となる。

2. 障害者虐待が生じる場所は、他の虐待ケースと同じように、施設内と家庭内の両方がある。虐待の類型には、高齢者虐待防止法に定められている5つの類型（身体的虐待、ネグレスト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）のほかに、身体拘束やプライバシー侵害などによる人格的虐待も考えるべきである。

II. 障害者虐待とは

1. 障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が、平成24年10月1日から施行されている。法第1条では、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することと法の目的を定めている。

2. 障害者虐待の考え方

- (1) 障害者に対する「虐待」は、「障害者に対する不適切な言動や障害自身の心を傷つけるものから傷害罪等の犯罪になるものまで幅広いもの」と考えられている。

ここで言う障害者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されており、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）」その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない人や難病などの人も含まれる

点に留意が必要である。

- (2) 障害者虐待防止法第2条第2項では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者」による虐待を「障害者虐待」と定義されている。

「養護者」とは、障害者の身の世話や身体介助、金銭の管理等をする障害者の家族、親族、同居人等を言い、「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他、その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者を言うとしている。

さらに、「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害福祉施設等」と言う）に係る業務に従事する者を言う。

- (3) 障害者福祉施設等の施設内では「訓練」や「指導」の各のもとで虐待事象が発生している。施設内では、密室状況下にかかる権利侵害行為を事前に行える限り防止する必要がある。また、以下のいずれかに該当する行為を行った場合は「障害者福祉従事者等による障害者虐待」に該当する。

区分	障害者福祉施設等による障害者虐待類型
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える。 ・正当な理由なく身体を拘束する。 ・過激な投擲によって身体の動きを抑制する。
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・性的な行為やその強要を行う。 ・わいせつな言葉を発する、又は会話をする。
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える。
放棄・放任 (ネグレスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や排せつ、入浴、洗濯などの身近な世話や介助をしない。 ・必要な福祉サービス、医療や教育を受けさせない。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意なしに財産や年金、賃金を勝手に運用する。 ・本人の希望する金銭使用を理由なく制限する。

3. 障害者虐待の特徴・共通点

- (1) 障害者虐待の特徴や共通点として、どの障害者支援施設従事者等でも起こり得る構造的な要因がある。

○障害者福祉施設等における虐待の共通点

虐待が表に出ない	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待事件の本質が利用者本人にも理解されていない。 ・対応が困難な行動を抑えるために強い指導も必要だと、虐待の原因を問題行動に帰している。 ・加害者が本来保護すべき立場の職員であること。 ・公的機関（行政側）が、事件を正面から受け止めきれない。行政が虐待を隠蔽する役割を担うこともある。
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・親が虐待する側を守る行動をとる。背景に我が子を預ける場所がない、行き場のない状況がある。
虐待がおきる	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の容認 ・虐待という認識がない（指導、しつけと考えている） ・虐待はいけないと思いつつ行ってしまう。職員の個人的性格、ストレスなどにも関係している。 ・職員側に利用者支援のスキルがない場合が多い。
虐待を繰り返す	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待が発覚しない。 ・利用者が言わない、言えない。 ・利用者が虐待を訴えているのに声が届かない。利用者の声を聞くシステムがない。 ・職員が虐待を内緒にしている。同僚としてかばう傾向がある。 ・虐待を上司に通告しても改善されない。通告がいかされないシステム。

(2) 虐待の発生については、「虐待者」、「被虐待者」、「その他環境や関係性」それぞれの側面の発生要因を踏まえて理解し、解決にあたることが求められる。虐待の背景を十分に把握することが、具体的な対応策を明らかにする。さらに、発生要因をしっかりと分析することが、虐待の再発防止や早期発見に結びついていくことを認識することが求められる。

(3) 虐待に対する問題意識と、その防止に対する日々の配慮は、障害福祉サービス等の福祉サービス提供に関わる事業者、従事者にとっては、サービスの質といった重要な課題以前に、利用者に向き合う大前提として認識することが不可欠である。そして、虐待事案の発生は利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、社会福祉法人及び施設としての社会的信頼を著しく損なうこと、更にその後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

Ⅲ. 障害者福祉施設等の虐待防止と対応

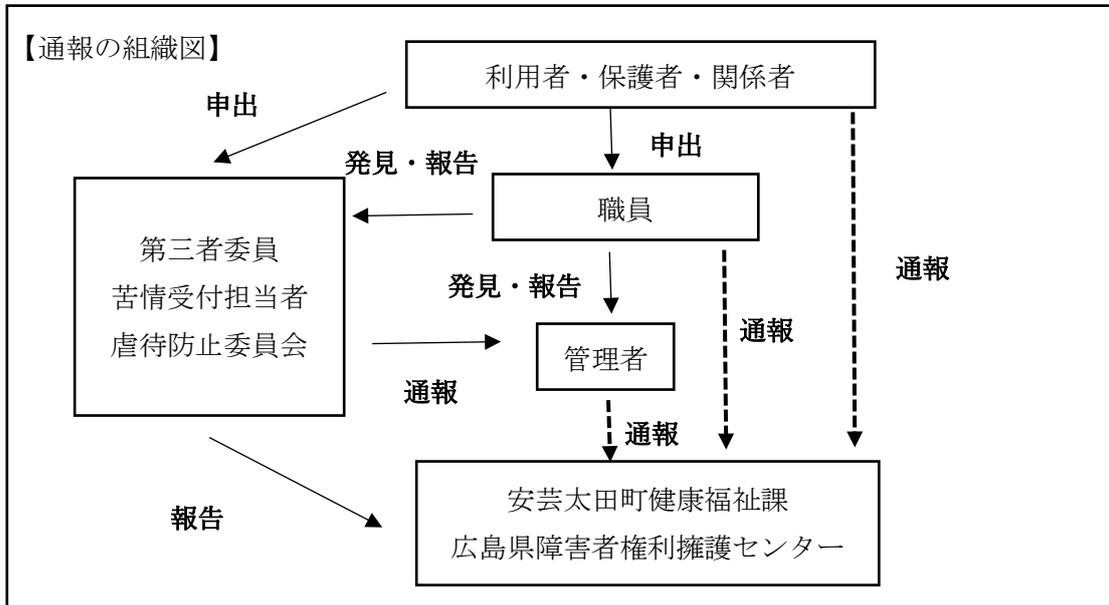
1. 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務がある。（第16条）

「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味する。発見者は、障害者福祉施設等の内部の職員でも同様に通報の義務がある。

障害者福祉施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有し、こうした規定は、障害者虐待の事案を障害者福祉施設等の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査

を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものである。



2. 運営規程への定めと職員への周知

障害者福祉施設等は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」に従うことが義務付けられています。同基準において、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、その従事者に対し研修を実施することに努めるよう定める。

【運営規程に定めること】

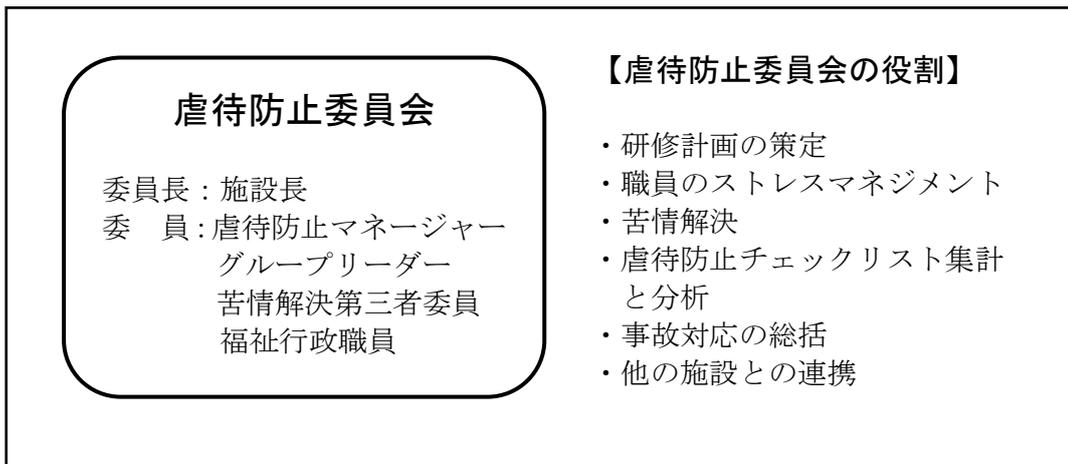
1. 「虐待の防止に関する責任者の設置」
2. 「成年後見制度の利用支援」
3. 「苦情解決体制の整備」
4. 「従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施」

設置者及び管理者は、施設の「運営規程」を作成し、上記の項目を定め、自ら利用者の人権擁護の意識を高め、職員一人ひとりに周知する。

3. 虐待防止の体制整備

運営規程で定めた「虐待防止体制」として、施設長を虐待防止責任者とし、虐待防止の措置として虐待防止委員会を設置する。

施設利用者の人権を擁護し、虐待防止責任者の職務が円滑に執行できるよう、第三者委員などの外部チェック機能を持たせ、施設内での虐待防止のための虐待防止委員会を設置することにより、その取り組みの実効性を確保する。この委員会を組織的に機能させるために、各部門のグループリーダーを委員として配置し、更に虐待防止のリーダーになる職員を「虐待防止マネージャー」として配置する。



4. 障害者虐待防止マニュアルや体制整備チェックリストの整備

本マニュアルを用いて、職員の虐待防止に係る心構えや基本的知識の習得等を図る。また、施設利用者を支援する際に、いつのまにか人権を侵害していることがないか、冷静に振り返ってみることが重要であり、人権を擁護できているかを客観的に自己評価するために、施設職員が自らの行動を定期的に自己点検する「施設おける障害者虐待防止チェックリスト」を活用する。その結果を虐待防止マネージャーが集計し、虐待防止委員会に報告する。

5. 人権意識、知識や技術向上のための研修

虐待はどの施設でも起こりうる構造的な要因があるとされている。そのため、「障害者福祉施設、障害者福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」（別冊）を用いて全職員で学習を行うなど、障害者虐待防止法に関する基本的な理解を得るように努める。また、人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要がある。

- (1) 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- (2) 職員のメンタルヘルスのための研修
- (3) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- (4) 事例検討
- (5) 利用者や家族等を対象にした研修

IV. 身体拘束に対する考え方

1. 身体拘束の廃止に向けた取り組み

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。障害の有無にかかわらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある。一方で、身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制又は停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組みといえる。

【身体拘束の具体的な内容】

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

2. やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされている。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行う。

- ① 切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織の決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 行政への相談・報告
- ④ 必要な事項の記録
- ⑤ 身体拘束廃止未実施減算の創設